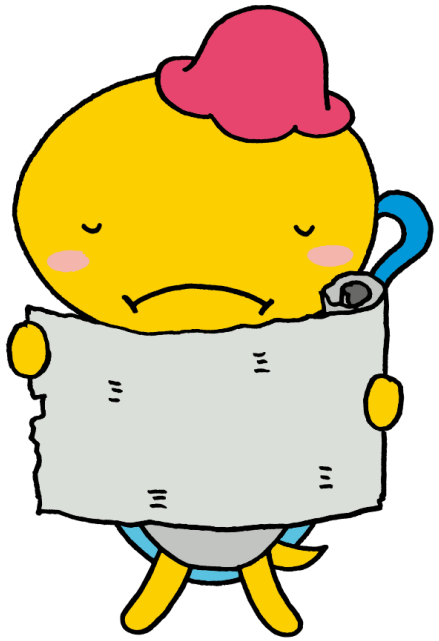
助成を受けられるか、確認したい方へ

まずは、こちらをご確認ください



【目次】


□ 不妊治療の内容　【 1 ～ 6 】

□ 助成対象者の条件【 1 ～ 3 】

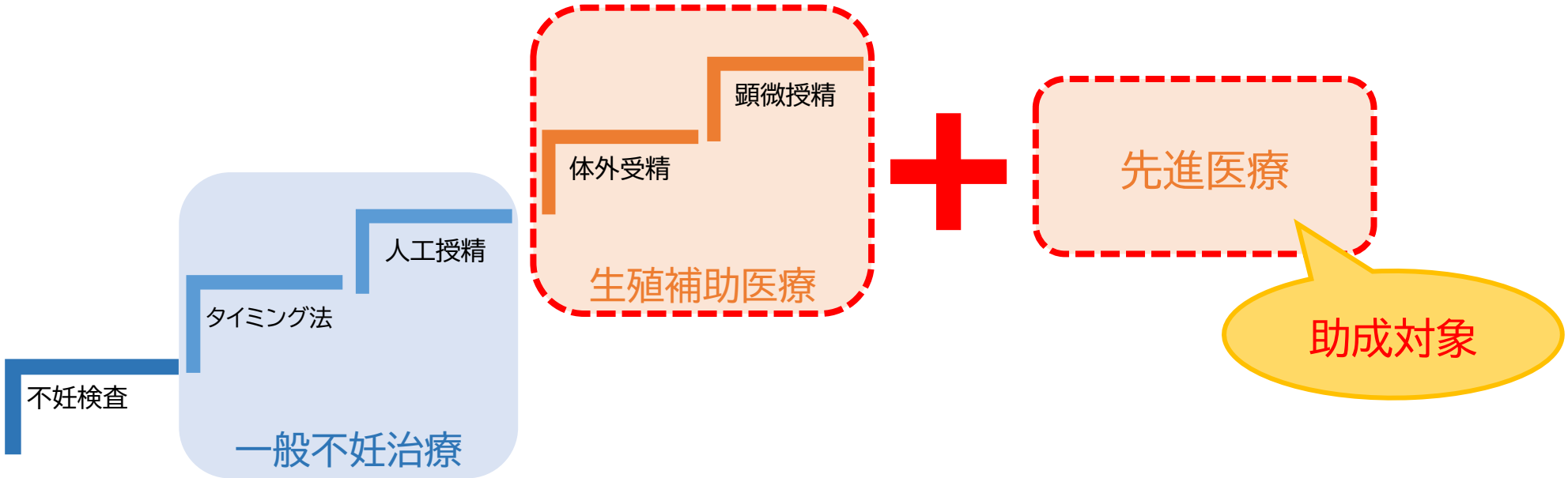
# 不妊治療の内容

## □　保険適用の生殖補助医療を受けていますか？

不妊治療は、「一般不妊治療」と「生殖補助医療」に分けられます。

本助成は、保険適用の「生殖補助医療」と併用し行った「先進医療」を対象としています。

不妊治療そのものの費用は助成対象ではありません。

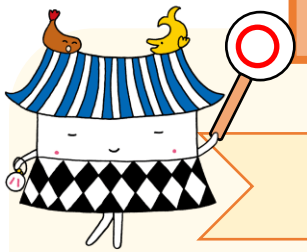



不妊治療のステップ

# □ 一連の治療を保険適用で行っていますか？

**保険適用で不妊治療を行っている**ことが前提条件となります。

保険適用外（全額自己負担）で行っている不妊治療と併用した先進医療は対象外です。



一連の治療を保険適用で行っている場合、対象

：保険診療　：助成対象

治療計画 → 採卵準備・採卵 → 先進医療 → 体外受精 顕微授精 → 胚移植 → 妊娠確認 治療中止

治療計画 → 凍結胚移植 → 先進医療 → 妊娠確認・治療中止



一連の治療を保険適用外で行っている場合、対象外

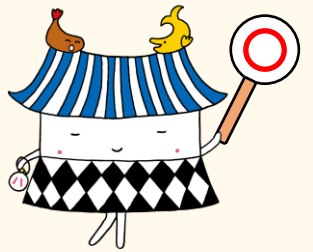
治療計画 → 採卵準備・採卵 → 先進医療 → 体外受精 顕微授精 → 胚移植 → 妊娠確認 治療中止

保険適用外での治療

# □　令和8年4月1日以降に実施した先進医療ですか？

本助成は令和8年4月1日以降に実施した先進医療が対象です。

先進医療を令和8年4月1日以降に実施した場合、対象



R8.4.1

治療計画 → 採卵準備・採卵 → 先進医療 → 体外受精 顕微授精 → 胚移植 → 妊娠確認 治療中止

先進医療を令和8年4月1日以前に実施した場合、対象外



R8.4.1

治療計画 → 採卵準備・採卵 → 先進医療 → 体外受精 顕微授精 → 胚移植 → 妊娠確認 治療中止

# □ 先進医療を厚生労働省に届出を行っている医療機関で受けていますか？

先進医療の治療内容は、厚生労働省で定められています。

最新の情報は、「 厚生労働省先進医療の各技術の概要」

（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan03.html） をご確認ください。

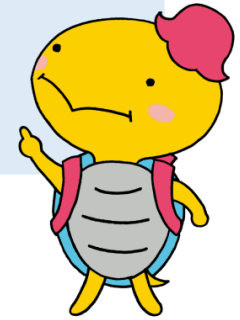
（治療内容は、随時更新されますのでご自身でご確認ください。適応症に「不妊症」と記載がある治療が本助成の対象です。）

先進医療を実施できる医療機関は、厚生労働省で指定されています。

先進医療を実施している医療機関の情報は、「厚生労働省　先進医療を実施している医療機関の一覧」

（ https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan02.html）

をご確認ください。（実施医療機関は随時更新されますので、ご自身でご確認ください。）



# □ 1回の治療を終えていますか？

1回の治療とは、治療計画から妊娠確認もしくは治療中止までを言います。

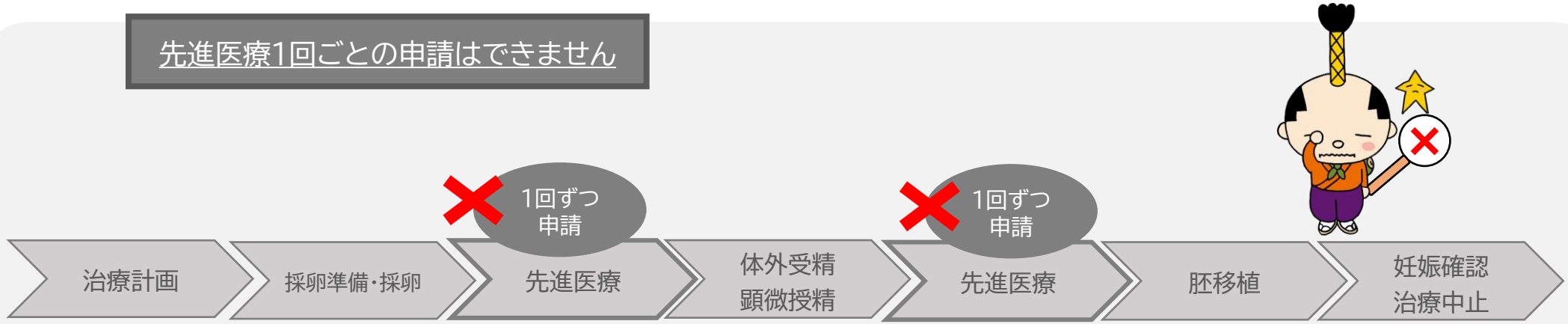
本助成は、1回の治療の間に行った先進医療の費用を合算して申請していただきます。

**1回の治療の間に行った先進医療を合算して申請**






**先進医療1回ごとの申請はできません**



# □　治療終了日から1年以内の申請ですか？

本助成の申請期限は、治療が終了した日（＝妊娠確認もしくは治療中止した日）から1年以内となります。

例）治療終了日が令和9年2月2日の場合、申請期限は令和10年2月1日（当日消印有効）

治療終了日は受診等証明書に記載のある治療期間を確認します。



# 助成対象者の条件

## □　申請日時点で婚姻関係にあり、夫婦両方ともまたは、いずれかが名古屋市に住民票がありますか？

☑申請日時点で、婚姻関係にある夫婦が対象です。

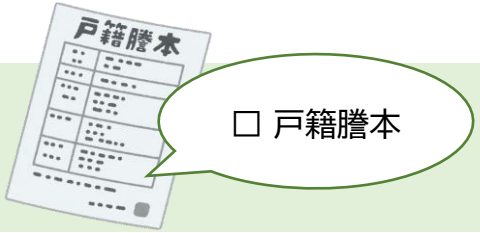
☑申請日時点に、夫婦両方ともまたは、いずれかが名古屋市に住民登録があることが条件です。




・申請日時点で婚姻関係にある
・申請日時点に、夫婦両方ともまたは、いずれかが名古屋市に住民登録がある

### 夫婦別世帯の場合

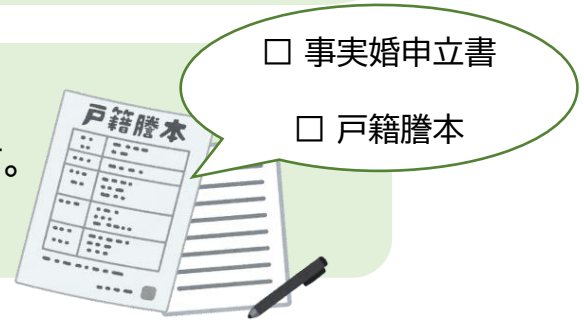
夫婦別世帯の場合は、戸籍謄本の提出が必要となります。




### 事実婚の場合

事実婚の場合、原則、同一世帯で、住民票に続柄 夫(未届)、妻(未届)と記載がある場合は対象となります。

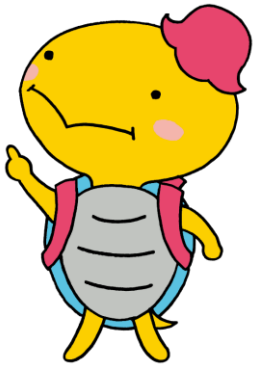
その場合は、事実婚申立書・戸籍謄本(夫婦両方)の提出が必要です。



# □　助成回数の制限内でご申請ですか？

助成回数は、初回の治療開始日の
妻の年齢が40歳未満の方は6回、40歳以上43歳未満は3回が上限です。

| | |
|---|---|
| 40歳未満 | 助成回数　上限6回 |
| 40歳以上<br>43歳未満 | 助成回数　上限3回 |
| 43歳以上 | 助成対象外 |



※助成回数及び年齢要件は、不妊治療の保険適用の基準に準じています。

# □　今回申請する先進医療は、過去に他自治体で助成を受けていませんか？

他自治体で助成を受けている場合、本市の助成は対象外です。

（例）

令和8年9月1日～令和8年11月1日の
治療期間に実施した先進医療費用を
A市の助成金で申請した

令和8年9月1日～令和8年11月1日の
治療期間に実施した先進医療費用は、

名古屋市では
申請できません

